

京都水族館（仮称）整備構想検討委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、民間事業者から提案を受けた京都水族館（仮称）整備構想について、公園管理者である京都市が都市公園法第5条に基づく公園施設の設置許可の判断の公正を期するために設置する京都水族館（仮称）整備構想検討委員会（以下「委員会」という。）の事務、委員、組織、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

（事務）

第2条 委員会は、京都水族館（仮称）整備構想に関して、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し意見を述べる。

- (1) 事業内容の公益性、経営計画の妥当性など、許可対象としての適正性
- (2) 公園の効用の保全性と公園機能の増進性
- (3) 施設管理の適正性
- (4) 許可を与える場合にあっては、許可条件
- (5) その他必要な事項

（委員及び組織）

第3条 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、6人以内の委員で組織する。
- 3 委員の任期は、委員会の審議が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その身分を失った後もまた同様とする。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときは、市長が招集する。

- 2 会議は委員の半数以上の出席で成立するものとする。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聞くことができる。
- 5 会議は公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 6 会議の議事概要は、これを公表する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設局水と緑環境部緑政課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この要綱は、平成20年8月27日から施行する。